

令和元年 6 月 1 日

若桜町防災会議会長
若桜町長 矢 部 康 樹 様

八頭郡若桜町若桜 1217 番地 6
西町自治会長 戸 井 茂 印

西 町 地 区 防 災 計 画 提 案 書

災害対策基本法第 42 条の 2 に基づき、下記のとおり若桜町防災会議へ提案します。

記

1. 地区防災計画の提案を行う者の代表者

団 体 名	西町自治会自主防災会
代表者氏名	西町自治会長 戸井 茂
住 所	鳥取県八頭郡若桜町若桜 1217-6
連 絡 先	

2. 計画案概要

名 称	西町地区防災計画
計画対象地区	西町地区
目次・内容等	1. 基本的な考え 2. 活動方針 3. 地域特性と予想される災害 4. 地域の防災対策

西町地区防災計画

西町自治会自主防災会

令和元年11月28日改正

目次

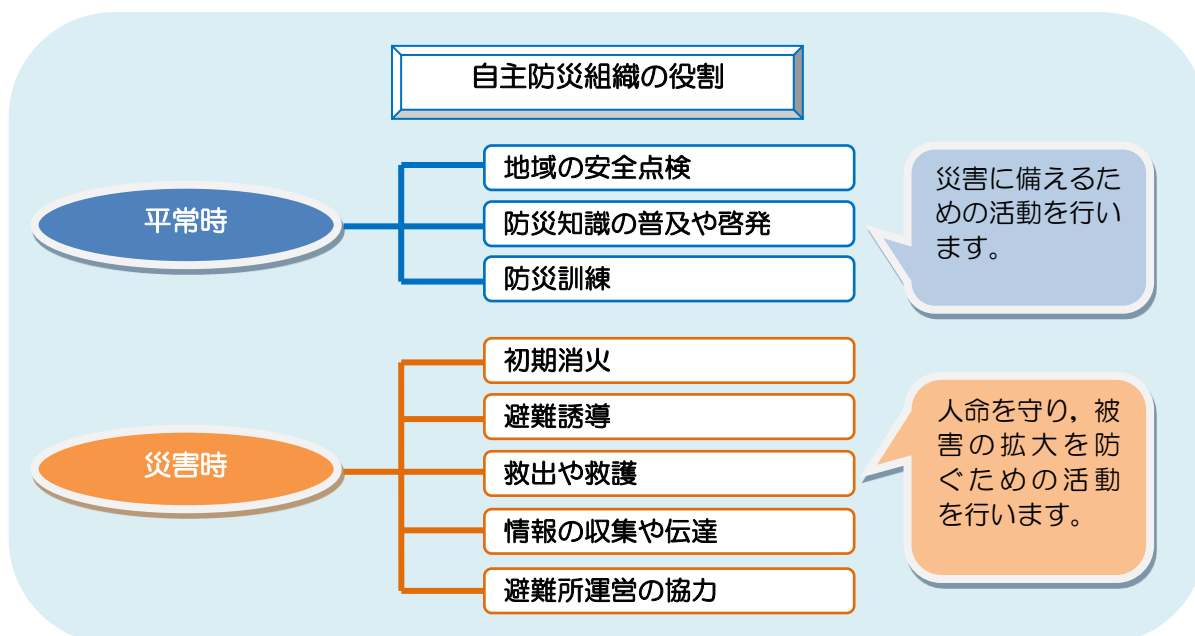
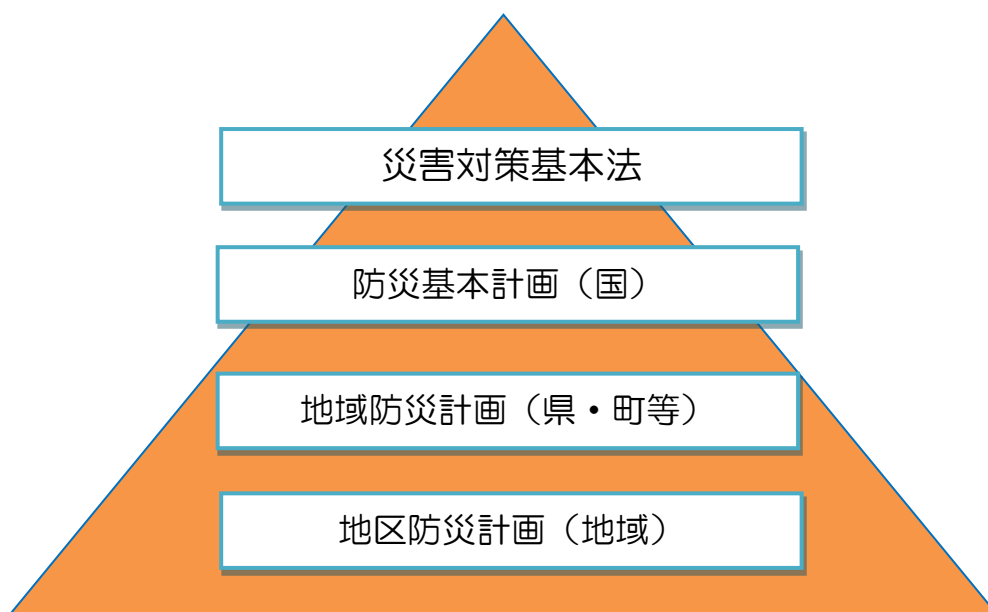
1	基本的な考え方	1
2	活動方針	2
	(1) 平常時の対応	
	(2) 災害時の対応	
	(3) 避難行動要支援者（災害時要援護者）等への支援	
3	地域の特性と予想される災害	3
	(1) 地域の特性	
	(2) 予想される災害	
4	地域の防災対策（具体的な対策）	
	(1) 防災体制	
	(2) 活動体制	4
	(3) 地域の連絡網	5
	(4) 防災資機材等	6
	(5) 支え愛マップ（地域防災マップ）	7
	(6) 自主防災訓練の実施	
	(7) 資機材、器具等の点検	
	(8) 要援護者への支援体制の整備	
	(9) 西町自治会とわかさあすなろの連携	
	(資料編) 防災に役立つ情報	8
	【資料1】 チェックリスト	9
	1 地域の危険な場所チェックリスト	
	2 自主防災活動（共助）チェックリスト	10
	3 わが家の防災力（自助）チェックリスト	11
	【資料2】 家庭での防災・減災対策	12
	1 避難経路の確認	
	2 家族や友人との連絡方法の確認	
	3 非常持出し品の準備	13
	4 家の中や周りの点検・補強	
	5 情報の収集	

1 基本的な考え方

自分たちの集落に「地震・洪水」などの災害が起きたら。そのための準備と災害時の行動計画をみんなで作る。それが地区防災計画です。

災害が発生した直後は、交通網の寸断、火災の同時多発などにより、消防や警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があります。また、行政機関も庁舎が被害を受けたり、職員が参集できないなど対応が遅くなることも考えられます。そんなとき、力を発揮するのが「地域ぐるみの協力体制」です。

「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えで、地域のみみんなで助け合いながら、災害に強いまちづくりを進めます。



2 活動方針

(1) 平常時の対応

いざというときに地域の力が発揮できるよう、地域のみんなで協力して防災活動に取り組みます。

ア 防災知識の普及・啓発

防災対策では、地域住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要です。地域住民への防災知識の普及や啓発活動を行います。

イ 地域の安全点検

防災の基本は、自分たちの住むまちを知ることです。地域の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけなどを行います。

ウ 防災資器材の整備

防災資器材は、災害発生時に活躍します。地域で防災資器材を整備し、日頃の点検や使い方を確認します。

エ 防災訓練

防災訓練は、いざというとき、あわてず、的確に対応するための欠かせない活動です。地域住民に積極的な参加を呼びかけて訓練を行います。

災害時は、負傷者の発生や火災など様々な事態が発生する可能性があります。公共機関とも連携しながら、みんなで力を合わせて活動します。

(2) 災害時の対応

ア 情報の収集・伝達

公共機関などから正しい情報を収集し、地域住民に伝達します。また、地域の被災状況や火災発生状況などを取りまとめ、防災機関・町災害対策本部へ報告します。

イ 救出・救助活動

自分自身がケガをしないよう注意しながら、みんなで協力して負傷者や家屋の下敷きになった人の救出・救助活動を行います。

ウ 初期消火活動

消防車が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行います。

エ 医療救護活動

医師の手当てが受けられるまでの間、負傷者の応急手当をして、救護所へ搬送します。

オ 避難誘導

地域住民を安全な避難場所などへ誘導します。

(3) 避難行動要支援者（災害時要援護者）等への支援

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障がい者、子どもなど、人の助けを必要とする人（避難行動要支援者（災害時要援護者））です。こうした災害時要援護者を災害から守るためみんなで協力しながら支援を行っていきます。

ア 災害時要援護者の身になって、防災環境の点検・改善を行う。

目や耳の不自由な人にも、警報や避難情報がきちんと伝えられるか、避難経路等に障害物や危険な場所はないかななどを点検し、改善に努めます。

イ 避難するときは、しっかり誘導する。

隣近所の助け合いが重要です。一人の災害時要援護者に複数の避難支援者を決めておきます。

ウ 困ったときこそ温かい気持ちで接する。

非常時こそ、不安な状況に置かれている人にやさしく接する必要があります。困っている人や災害時要援護者には、思いやりの心を持って接します。

エ 日頃から積極的にコミュニケーションを図る。

いざというときに円滑に支援ができるよう、日頃から積極的に災害時要援護者とのコミュニケーションを図ります。

3 地域の特性と予想される災害

(1) 地域の特性

- 山に囲まれた平地に家屋等が多い地域である。
- 川に囲まれている。
- 八東川が過去に大雨で氾濫し、橋が流されたことがある。
- 三倉川が過去に大雨で氾濫し、決壊したことがある。
- 大雪で通行止めになったことがある。

(2) 予想される災害

- 集中豪雨（ゲリラ豪雨）や台風により次の被害が想定される。
八東川の氾濫や堤防の決壊、橋の損壊
川沿いの家屋への浸水
がけ崩れ
三倉川の氾濫や堤防の決壊による、わかさあすなろの浸水
- 地震による被害
家屋の倒壊や火災
八東川の堤防の決壊、橋の損壊
- 暴風（竜巻など）による被害
家屋や電柱の倒壊
- 大雪による被害
家屋の損壊
用水路の堰きとめによる浸水
道路通行止め

4 地域の防災対策（具体的な対策）

(1) 防災体制

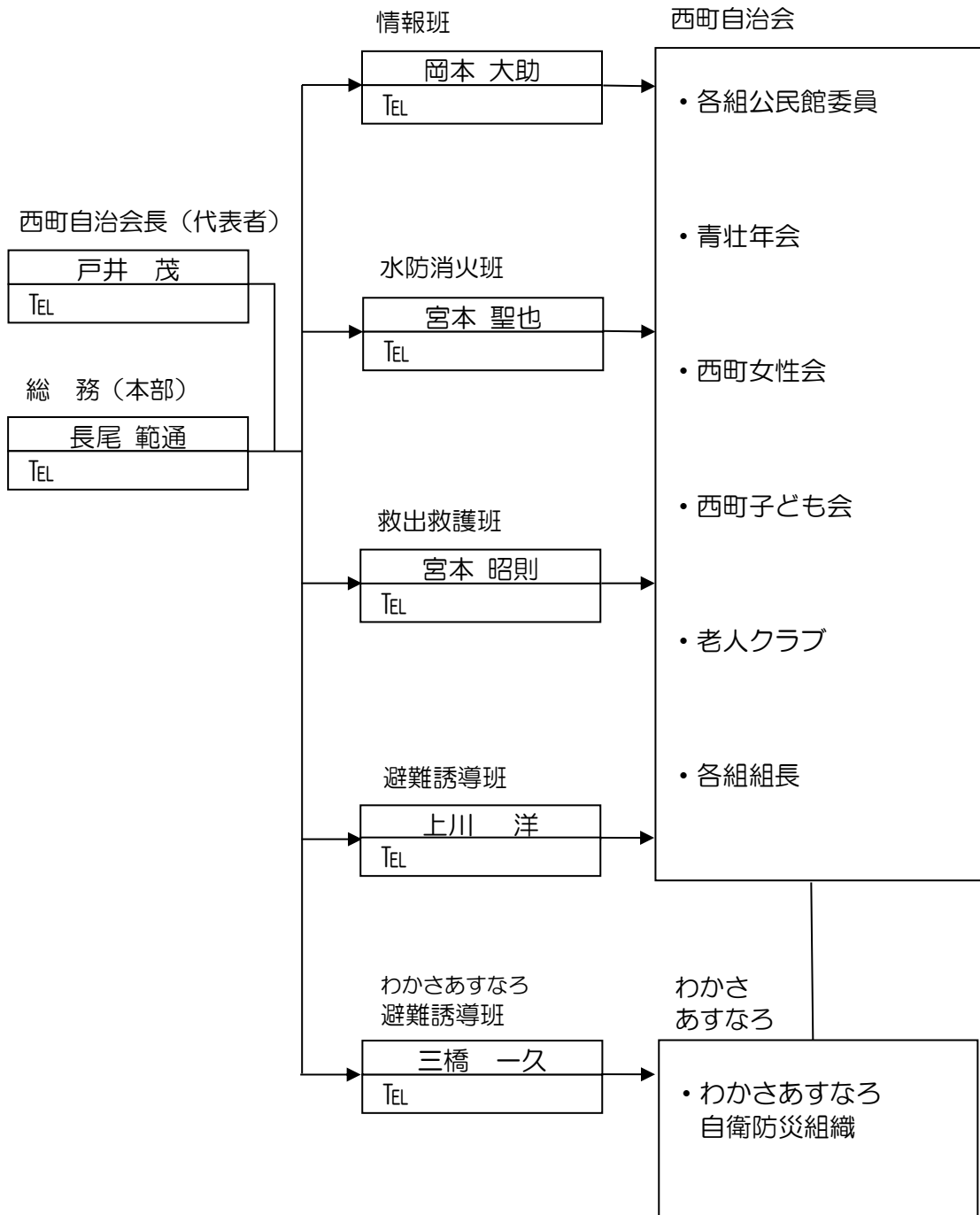
自治会名	地域の状況		
西町自治会	世帯数：129	事業所数：22	
1 自主防災組織の体制	役員	氏名	電話番号
	会長	長尾 範通	TEL
	副会長	岡本 大助	TEL
	情報 班長	岡本 大助	TEL
	水防消火 班長	宮本 聖也	TEL
	救出救護 班長	宮本 昭則	TEL
	避難誘導 班長	上川 洋	TEL
	わかさあすなろ 避難誘導 班長	三橋 一久	TEL
2 避難場所等	施設名	連絡先	電話番号
①避難場所	西町公民館	西町自治会長 戸井 茂	TEL

②避難経路	支え愛マップに記入	
3 緊急時の連絡先	連絡先	電話番号
	若桜町役場	TEL 0858-82-2211
	東部消防局	TEL 119
	八頭消防署	TEL 0858-85-1211
	若桜出張所	TEL 0858-82-1611
	警察本部	TEL 110
	郡家警察署	TEL 0858-72-0110
	若桜駐在所	TEL 0858-82-0042
	岩屋堂駐在所	TEL 0858-83-0800
	わかさ生協診療所	TEL 0858-82-0533
	柿坂医院	TEL 0858-82-0076
	中国電力株式会社	TEL 0120-465210
4 その他特記事項		

(2) 活動体制

班名	担当者	平常時の役割	災害時の役割
総務 (本部)	長尾 範通	全体調整 関係機関との事前調整	全体調整 関係機関との調整 被害・避難状況の全体把握
情報班	岡本 大助	防災知識の普及に努める 町又は防災関係機関からの 情報を周知する	災害情報の収集や伝達 避難勧告等情報の伝達 町・関係機関との連絡調整
水防消火班	宮本 聖也	可搬ポンプ・消火器・消 火栓等の使用方法及び 消火技術を習得する 出火防止対策を習得する 用水路等の点検	初期消火活動 地震時における出火防止活動 水防活動
救出救護班	宮本 昭則	家屋の倒壊や落下物によ り負傷した人の搬出方 法及び応急手当の方法、 担架搬送の要領等の技 術を習得する	負傷者等の救出活動 応急手当等の救護活動
避難誘導班	上川 洋	定められた場所まで安全 に避難させる要領を習 得する 避難経路の点検	安全な避難場所への避難誘導 災害弱者の避難介助
わかさあすなる 避難誘導班	三橋 一久		

(3) 地域の連絡網



(4) 防災資器材等

災害発生時、地域住民が「地区防災計画」に沿って適切な行動ができるよう、下表を参考例とし防災資器材を今後整備していきます。

ア 自治会が保有する防災資器材

名称	物資名	数量	備考
玄関	懐中電灯	2	玄関棚
	ランタン	1	玄関棚
物入	ヘルメット	10	玄関隣
	メガホン		
倉庫	折りたたみリヤカー	1	除雪機倉庫内
	除雪機	1	
	投光器		
	発電機		

イ 水防倉庫（資器材）

名称	物資名	数量	備考
	土のう		
	ビニールシート		
	ロープ		
	杭		
	カケヤ		
	スコップ		
	ハンマー		

(参考) 資器材の例 (目的別)

目的	資器材
①情報報収集・伝達	携帯用無線機、電池メガホン、携帯用ラジオ、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック 等
②初期消火	可搬式動力ポンプ、簡易防火水槽、ホース、スタンドパイプ、格納器具一式、消火器、防火衣、蔦口、ヘルメット、水バケツ 等
③水防	救命胴衣、防水シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋、ゴム手袋 等
④救出	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、可搬式ウィンチ、防煙・防塵マスク 等
⑤救護	担架、救急箱、テント、毛布、シート 等
⑥避難所運営	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標識、強力ライト、寝袋、毛布 等
⑦給食・給水	炊飯装置、鍋、こんろ、ガスボンベ、給水タンク、緊急用ろ水装置 等
⑧訓練・啓発	模擬消火訓練装置、放送機器、組み立て式水槽、視聴覚機器(ビデオ・映写機等)、住宅用訓練火災警報器等
⑨その他	簡易機材倉庫、ビニールシート、携帯電話機用充電器、除雪機 等

(5) 支え愛マップ（地域防災マップ）

平成22年に西町自治会災害時要援護者マップ（添付）を作成しているが、「災害時における支え愛地域づくり推進事業」の助成を受け、若桜町社会福祉協議会と連携し、今後支え愛マップの作成を行っていきます。

(6) 自主防災訓練の実施

災害発生時、地域住民が「地区防災計画」に沿って適切な行動ができるよう町や消防署等とも連携しながら、次の訓練を中心とした自主防災訓練を実施します。

- ア 避難訓練（災害時要援護者の支援を含む）
- イ 情報収集・伝達訓練
- ウ 応急救護訓練
- エ 啓発活動

訓練の実施後は、訓練結果を検証し、次回訓練に反映するなど、定期的に活動内容を見直し、必要があれば「地区防災計画」の見直しを行います。

(7) 資機材、器具等の点検

活動体制の各班を中心に、資器材器具等の点検を定期的実施します。

班名	担当者 (団体名等)	内容	時期
情報班	岡本 大助	防災行政無線の点検（整備）	若桜町防災訓練当日
水坊消火班	宮本 聖也	消火用器具の点検（整備）	若桜町防災訓練当日
救出救護班	宮本 昭則	防災資機材・救出用器具の点検（整備）	若桜町防災訓練当日
避難誘導班	上川 洋	避難経路の点検（整備）	若桜町防災訓練当日
わかさあすなろ 避難誘導班	三橋 一久	避難経路の点検（整備）	若桜町防災訓練当日

(8) 要援護者への支援体制の整備

若桜町緊急情報カード登録者等の災害時要援護者を把握し、支援体制を整備します。

(9) 西町自治会とわかさあすなろの連携

西町自治会とわかさあすなろは平常時、災害時において連携を図り、救出救助活動を行います。また、相互が保有する防災資機材、救出救護資機材（車椅子、タンカーなど）は災害時相互に活用します。

（資料編）防災に役立つ情報

【資料 1】 チェックリスト

- 1 地域の危険な場所チェックリスト
- 2 自主防災活動（共助）チェックリスト
- 3 わが家の防災力（自助）チェックリスト

【資料 2】 家庭での防災・減災対策

【資料 3】 いざというときのアイデア

【資料1】チェックリスト

1 地域の危険な場所チェックリスト

次の項目にチェックしながら、「地域の危険な箇所」や「地域で起こりそうな災害」を確認しましょう。また、その結果をもとに地区避難計画を作成して、地域で情報を共有しましょう。（地域によっては関係のない項目がありますが、防災対策の参考としてください。）

項目	チェック欄
がけ崩れの危険性がある場所はないか	
がけ崩れなどが起こった場合に土砂が広がると考えられるのはどの範囲か	
河川等がどこにあるか	
河川堤防、水門の場所はどこか、状況は（老朽化・脆弱性等）	
河川の河床より低い場所（天井川）はあるか	
決壊しそうな（したことがある）河川はあるか	
洪水で浸水が考えられるのはどの範囲か	
土地が陥没しそうなおとこはないか	
大雨が降った場合に、浸水しそうな（浸水したことがある）場所はどこか	
地震で倒壊の可能性のあるブロック塀や電柱、街灯、大木などはないか	
地震で落下しそうな看板などはないか	
ガラスが割れて、飛散しそうな場所はないか	
マンホールや貯水槽のフタは大丈夫か（人が落下しそうな場所はないか）	
過去に災害が発生した場所があるか	
危険物や化学薬品等を扱っている事業所はないか	

2 自主防災活動（共助）チェックリスト

災害に備えて、次の項目を一つずつ点検してみましょう

項目		チェック欄
基本活動	災害発生時に自主防災組織が機能する体制ができているか	
	住民が積極的に防災活動に参加しているか	
	地域住民に正確で分かりやすい防災情報の提供ができているか	
	女性や高齢者、障がいのある人の意見が地域防災活動に反映できているか	
	定期的に防災訓練を実施しているか	
	防災訓練の際に消防署など専門的な人の意見も参考にしているか	
	過去の訓練を検証し、適宜、見直しや新たな訓練の導入を心がけているか	
自主防本部	災害時に自主防本部を、いつ誰がどこに設置するか決められているか	
	自主防本部や各班の行動マニュアル（行動の取り決め）はできているか	
	自主防本部での情報通信体制は確保されているか	
	災害時に地域の情報を収集（町へ報告）する方法は決められているか	
	各種防災関係書類（組織台帳、防災資器材台帳、災害時要援護者台帳）は作成されているか	
避難体制	過去の災害実績や土地利用などを踏まえた防災マップが作られているか	
	地域住民の具体的な避難計画（避難場所・避難経路等）はできているか	
	地域で避難する際のリーダーや声かけのルールが決められているか	
防災倉庫・資器材等	自主防本部で必要な防災用品が準備・保管されているか	
	常時使用できる管理体制になっているか（複数人で鍵を管理するなど）	
	定期的な点検がされているか	
	食料・飲料水は、適宜更新されているか	
初期消火	地域住民（役員等）は、地域の消防水利を把握しているか	
	地域住民（役員等）は、消火栓の使用方法を理解しているか	
	バケツリレーなど、地域の消火方法が周知されているか	
救出救護	建物倒壊時の負傷者救出のための道具は用意されているか	
	負傷者を救護所まで搬送する方法は決められているか	

3 わが家の防災力（自助）チェックリスト

災害に備えて、次の項目を一つずつ点検してみましょう

項目		チェック欄
全般	防災について、家族で話し合いをしているか	
	避難場所までの避難経路を決めているか	
	家族が離れ離れになったときの連絡方法を決めているか	
	非常持ち出し品を準備しているか	
	地域で発生しそうな災害を把握しているか。	
	家の中の避難通路を確保しているか（物を置いていないか）	
	避難に関する情報の入手方法を把握しているか	
	隣近所とコミュニケーションをとっているか	
	自主防災組織の活動に参加しているか	
地震	自宅の耐震化診断や耐震化の対応はできているか	
	家具の転倒防止策を行っているか	
	寝室や子ども部屋に転倒しやすい家具等を置いていないか	
	緊急地震速報がでた場合の対応を理解しているか	
	地震が発生した場合の行動を理解しているか	
	地震ハザードマップ・土砂災害ハザードマップを理解しているか	
風水害	側溝や排水溝を掃除しているか	
	雨どいに落ち葉や土が詰まっていないか	
	がけの近くを寝室にしていないか	
	気象情報を日頃から注意しているか	
	土砂災害の前兆現象を知っているか	
	洪水ハザードマップを理解しているか	
火災	住宅用火災警報器を設置しているか	
	防災品や耐震機能付きの家電を使っているか	
	ブレーカーの場所や操作方法を知っているか	
	消火器を設置し、使い方を知っているか	
	119番通報の要領がわかっているか	
	電気コンセントを定期的に掃除しているか	

【資料2】 家庭での防災・減災対策

地域で災害に強いまちづくりを進めるためには、まずは家庭で日頃からの準備をきちんと行っておく必要があります。

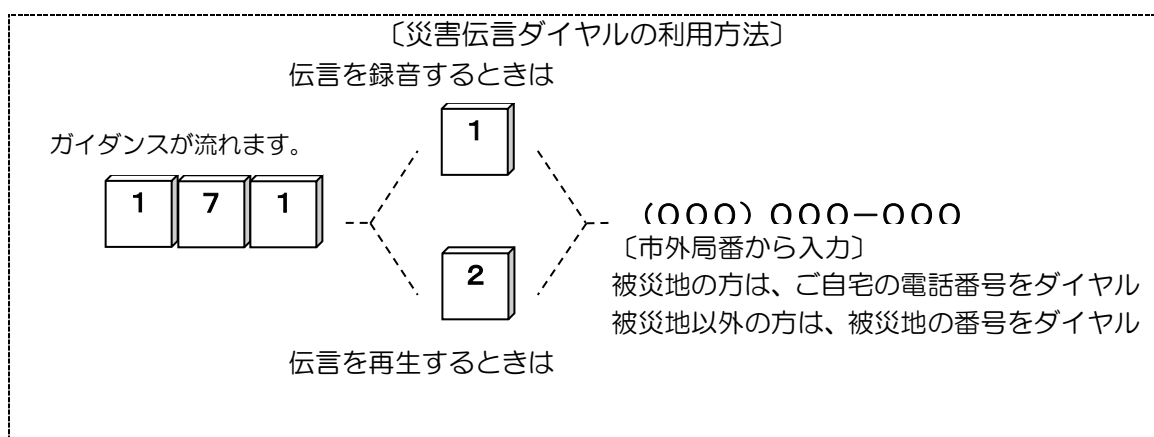
1 避難経路の確認

自宅や勤務先などから安全に避難できる避難場所や避難経路などを確認しておきます。地域で発生しそうな災害は何か、災害によりどんな被害を受けるのかなどを想像しながら、状況に応じて安全に避難できるよう複数の避難経路を確認します。

2 家族や友人との連絡方法の確認

災害が発生したとき、家族や友人の安否が確認できるよう、家庭で連絡方法を話し合って決めておきます。

(1) 災害伝言ダイヤル「171」を利用する。



(2) 携帯電話の「災害用伝言板」を利用する。

震度6以上の地震など大きな災害が発生したとき、携帯電話上に「災害用伝言板」が設けられます。

伝言の録音	伝言の確認
① トップ画面の「災害用伝言板」を選択	① トップ画面の「災害用伝言板」を選択
② 「災害用伝言板」の画面から「登録」を選択	② 「災害用伝言板」の画面から「確認」を選択
③ 伝えたい項目を選択（書き込みもできる）	③ 相手の携帯電話番号を入れる。
④ その画面で「登録」を選択	④ その画面で「検索」を選択
⑤ 伝言の登録完了	⑤ 伝言の検索結果が表示される。

3 非常持ち出し品の準備

家族構成に合わせて、非常持ち出し品を必要な量だけ用意し、すぐに持ち出せる場所に保管しておきます。

非常持ち出し品チェックリスト

品名	チェック欄	品名	チェック欄
食料（目標：7日分）		救急医療品（キズ薬、ばんそうこう、かぜ薬、胃腸薬など）	
飲料水（目安：大人1人に3ℓ）		常備薬	
携帯ラジオ（予備の電池）		貴重品（預貯金通帳、印鑑など）	
懐中電灯（予備の電池・電球）		現金	
ろうそく		健康保険証のコピー	
ヘルメット（防災ずきん）		住民票のコピー	
ライター（マッチ）			
ナイフ、缶切り、栓抜き			
ティッシュ			
タオル			
ビニール袋			
上着			
下着			
軍手			

4 家の中や周りの点検・補強

(1) 家の中の点検

- ・タンス、食器棚、冷蔵庫、テレビなどの家具の配置場所を見直す。または、転倒防止器具などで固定する。
- ・食器棚に扉開放防止の器具を取り付ける。
- ・ガラスに飛散防止フィルムを張る。

(2) 家の周囲の点検

- ・アンテナの補強
- ・プロパンガスやクーラー室外機等の固定
- ・非常用通路の確保（玄関周りなど避難経路に物を置かない。）

(3) 自宅の耐震化チェック

- ・耐震化診断を受ける。
- ・耐震化補強を行う。
（木造住宅の耐震診断・改修の補助については、町総務課へ相談）

5 情報の収集

- ・地震発生後、気象庁から発表される情報などに注意する。
- ・町から避難準備情報（高齢者避難）・避難勧告・避難指示（緊急）等が発令された場合、速やかに指示に従って適切に行動する。
- ・自らもテレビ、ラジオなどを利用して情報収集を行い、避難が必要と判断した場合は、自主的に避難する。

避難勧告や避難指示等の発令や伝達は、次の方法で行われます。

- 防災行政無線（サイレン、音声伝達）
- 広報車や消防車両などによる広報
- トリピーメール配信サービスによる緊急メール配信
- 携帯電話事業者によるエリアメール
- テレビ放送のテロップ

〔情報の入手先〕

○鳥取県防災情報

鳥取県のホームページから防災情報を閲覧

○トリピーメールに登録

(1) 次のアドレスに、件名・本文を入れずにメールを送信します。

e-tottori-safe@xpressmail.jp

(2) 返信メールを開いて記載されたアドレス（URL）へインターネット接続します。

○気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

作成 令和元年 6月 1日

改正 令和元年 9月 1日

令和元年11月28日

西町自治会自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、西町自治会自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、住民が力を合わせて自主的な防災活動を行うことにより、地震・水害その他の災害（以下「災害等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 災害時の避難及び安否確認に関すること
- (2) 町役場との連絡調整に関すること
- (3) 防災資機材等の整備に関すること。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第4条 本会は、西町地区内にある世帯及び事業所をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 班長 5名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は1年とする。ただし、再任することができる。

(総会)

第6条 総会は、全会員をもって構成する。

2 本会の総会は、西町自治会の総会をもってこれに充てる。

3 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 事業計画に関すること。

(本部の設置)

第7条 風水害では、気象台の大雨洪水警報、町役場の避難に関する情報をきっかけに設置する。

2 地震では、震度4以上を観測したときに設置する。

(班の設置)

第8条 本会は、第3条の事項を遂行するために班を置く。

- (1) 班は情報班、水防消防班、救出救護班、避難誘導班、わかさあすなろ避難誘導班とする。
- (2) 各班の活動体制は別表1のとおりとする。

(経費)

第9条 本会の運営に要する経費は、西町自治会の経費をもってこれにあてる。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会が定める。

付 則

この規約は、令和元年6月1日から実施、令和元年9月1日に一部改正する。

(様式第2号)

若桜町総発第1052号
令和元年11月22日

西町自治会長 戸井 茂 様

若桜町防災会議会長
若桜町長 矢部 康 樹 印

審 査 結 果 通 知 書

災害対策基本法第42条の2に基づき提案された地区防災計画について、令和元年度若桜町防災会議で審査された結果を下記のとおり通知します。

記

1. 計画案名称等

名 称	西町地区防災計画
団 体 名	西町自主防災会
代表者氏名	西町自治会長 戸井 茂
計画対象範囲	西町地区

2. 審査結果

(1) 実施日 令和元年11月22日 (若桜町防災会議開催日)

(2) 審査結果 若桜町地域防災計画に定めることに決定。